

2008年2月19日
株式会社みずほ銀行

盗難通帳・インターネットバンキング等による不正利用被害に対する補償について

株式会社みずほ銀行（頭取：杉山清次）は、預金等の不正な払戻しへの対応に関する全国銀行協会の検討を踏まえ、個人のお客さまの盗難通帳やインターネットバンキング等（※）による被害について、お客さまに重大な過失がある場合を除き補償を行う方針といたしました。

（※）個人のお客さま向けのサービスである、「みずほダイレクト[インターネットバンキング・モバイルバンキング・テレホンバンキング]」をいいます。

当行は、これまでも預金者保護法（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律）に則って、個人のお客さまの偽造・盗難キャッシュカード被害の補償を実施しておりますが、お客さまの保護を一層進める取り組みとして、盗難通帳被害ならびにインターネットバンキング等不正利用被害についても補償を行うものです。具体的な補償要件や規定の改定内容等の詳細は、別途ホームページに掲載してお知らせいたします。

なお、盗難通帳・インターネットバンキング等の被害に遭われたお客さまからのご相談につきましては、本日設置いたしました下記の専門窓口（「セキュリティサポートセンター」）にてお受けさせていただきます。

（フリーダイヤル）	：	0120-868-715
（受付時間）	：	月曜日～金曜日（除く祝日、振替休日、12/31、1/1～3） AM9：00～PM5：00

みずほ銀行は、今後も、預金者のみなさまの大切なご預金を安全にお預かりするべく、セキュリティ向上に取り組んでまいります。

以 上